

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第四十六号

#### 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一条―第十九条（略） 第二十条（大阪事務所長への委任） 第二十一条から第二十四条まで―第二十五条（略） 附則	目次 第一条―第十九条（略） 第二十条（大阪情報センター所長への委任） 第二十一条から第二十四条まで―第二十五条（略） 附則
（各所長への共通委任） 第五条 各所長に対し、当該機関に所属する職員又は当該機関の所掌に係る次に掲げる事務を委任する。ただし、保健所長にあつては第二号に掲げる事務を、広島県大阪事務所、広島県立文書館及び広島県立身体障害者更生相談所の長にあつては第十六号から第二十三号までに掲げる事務（第十八号に掲げる事務については、収入及び支出を伴うものに限る。）を除き、第十六号の二は県税事務所、厚生環境事務所、農林水産事務所、畜産事務所及び建設事務所の長に限る。 一―二十三（略） 2・3（略）	（各所長への共通委任） 第五条 各所長に対し、当該機関に所属する職員又は当該機関の所掌に係る次に掲げる事務を委任する。ただし、保健所長にあつては第二号に掲げる事務を、広島県大阪情報センター、広島県立文書館及び広島県立身体障害者更生相談所の長にあつては第十六号から第二十三号までに掲げる事務（第十八号に掲げる事務については、収入及び支出を伴うものに限る。）を除き、第十六号の二は県税事務所、厚生環境事務所、農林水産事務所、畜産事務所及び建設事務所の長に限る。 一―二十三（略） 2・3（略）
（厚生環境事務所長への委任） 第八条 次に掲げる事務は、厚生環境事務所長に委任する。ただし、第一号、第四号（二）から四まで、第七号、第九号、第十一号、第十二号、第十六号、第二十七号（二）から（四）まで、第二十八号（一）、第二十九号（一）及び（二）並びに第三十号（一）から（四）までに掲げる事務については広島県西部厚生環境事務所長に、第十一号（六）から（八）まで、（十）及び（由）に掲げる事務については広島県西部厚生環境事務所長及び広島県東部厚生環境事務所長に、第二十六号（由）及び（由）に掲げる事務については広島県西部東部厚生環境事務所長及び広島県東部厚生環境事務所長に、第三十八号に掲げる事務については広島県西部東部厚生環境事務所長に限り、第十九号から第二十一号まで、第二十五号並びに第二十六	（厚生環境事務所長への委任） 第八条 次に掲げる事務は、厚生環境事務所長に委任する。ただし、第一号、第四号（二）から四まで、第七号、第九号、第十一号、第十二号、第十六号、第二十七号（二）から（四）まで、第二十八号（一）、第二十九号（一）及び（二）並びに第三十号（一）から（四）までに掲げる事務については広島県西部厚生環境事務所長に、第十一号（六）から（八）まで、（十）及び（由）に掲げる事務については広島県西部東部厚生環境事務所長及び広島県東部厚生環境事務所長に、第二十六号（由）及び（由）に掲げる事務については広島県西部東部厚生環境事務所長に限り、第十九号から第二十一号まで、第二十五号並びに第二十六

号(一)から(六)まで、(四)から(六)まで、(五)(土壌環境に係るものを除く。)及び(六)(屋外燃焼行為の規制に係るものを除く。)に掲げる事務については広島県北部厚生環境事務所長を除き、広島県西部東厚生環境事務所長、広島県東部厚生環境事務所長及び広島県北部厚生環境事務所長にあつては第二十七号(六)から(八)まで、(四)から(六)まで及び(六)から(八)までに掲げる事務については産業廃棄物に係るものに限る。  
一―二十一 (略)  
二十二 (略)

(一)(七) (略)  
(八) 第三十三条第一項の規定による第一種フロン類充填回収業者の廃棄等の届出の受付

(九) (略)  
(十) 第四十七条第三項の規定による第一種フロン類充填回収業者が充填及び回収したフロン類の量の記録等の報告の受理

(十一)(五) (略)  
(十二) 第四十九条第五項の規定による第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品引取等実施者に対する引取証明書の写しに係る遵守勧告

(十三) 第四十九条第六項の規定による第一種フロン類充填回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)に対する基準遵守勧告

(十四) 第四十九条第七項の規定による第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類充填回収業者に対する充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りの勧告

(十五) 第四十九条第八項の規定による第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種特定製品引取等実施者に対する措置命令

(十六) 第九十一条の規定による第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)(三)において同じ。)又は第一種特定製品引取等実施者に対する報告の徴収

(十七) 第九十二条第一項の規定による第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、第一種フロン類充填回収業者又は第一種特定製品引取等実施者の事務所若しくは事業所、第一種特定製品を設置する場所、第一種特定製品の引取り等を行う場所、解体工事に係る建築物その他

号(一)から(六)まで、(四)から(六)まで、(五)(土壌環境に係るものを除く。)及び(六)(屋外燃焼行為の規制に係るものを除く。)に掲げる事務については広島県北部厚生環境事務所長を除き、広島県西部東厚生環境事務所長、広島県東部厚生環境事務所長及び広島県北部厚生環境事務所長にあつては第二十七号(六)から(八)まで、(四)から(六)まで及び(六)から(八)までに掲げる事務については産業廃棄物に係るものに限る。  
一―二十一 (略)  
二十二 (略)

(一)(七) (略)  
(八) 第三十三条第一項の規定による第一種フロン類充填回収業者の廃棄等の届出の受付

(九) (略)  
(十) 第四十七条第三項の規定による第一種フロン類充填回収業者が回収したフロン類の量の記録等の報告の受理

(十一)(五) (略)  
(十二) 第四十九条第五項の規定による第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類充填回収業者に対する充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りの勧告

(十三) 第四十九条第六項の規定による第一種フロン類充填回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)に対する基準遵守勧告

(十四) 第四十九条第七項の規定による第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種フロン類充填回収業者に対する充填の委託、回収の委託、引渡し又は引取りの勧告

(十五) 第四十九条第八項の規定による第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者に対する措置命令

(十六) 第九十一条の規定による第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者(その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。)(三)において同じ。)に対する報告の徴収

(十七) 第九十二条第一項の規定による第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者に対する立入検査及び必要な試料の収去

の工作物若しくは解体工事の場所又はフロン類の充填若しくは回収の業務を行う場所に対する立入検査及び必要な試料の収去

二十三 (略)

二十四 (略)

(一) 第十二条第一項の規定による土地の形質の変更の届出の受理

(二) (略)

(三) 第十二条第二項の規定による既に土地の形質の変更に着手している旨の届出の受理

(四) 第十二条第三項の規定による応急措置として土地の形質の変更をした旨の届出の受理

(五) (略)

二十四の二十六 (略)

二十七 (略)

(一) (略)

(二) 第十四条の二第三項において準用する第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出の受付(広島市、呉市又は県外にのみ住所又は事務所を有し、専ら産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者に係るものは除く。)

(三) (略)

(四) 第十四条の五第三項において準用する

第七条の二第五項の規定による欠格要件に係る届出の受付(広島市、呉市又は県外にのみ住所又は事務所を有し、専ら産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者に係るものは除く。)

(五) (略)

(六) 第十五条の二の六第三項において準用する第九条第七項の規定による欠格要件に係る届出の受付

(七) (略)

二十八―三十八 (略)

三十九 (略)

第四号四、第九号(五)及び(六)、第十一号(七)及び(九)、第十九号(二)、(三)、(五)、(六)、(八)、(十)から(十五)まで及び(十六)、第二十号(二)、(三)及び(五)、第二十一号(二)、(三)、(五)及び(六)、第二十二号(三)及び(六)、第二十三号(九)及び(十)、第二十四号(二)、(三)、(七)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)、(十四)、(十五)、(十六)及び(十七)、第二十四号の二(十)、第二十五号(三)、第二十七号(五)、(六)、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)、(十四)、(十五)、(十六)、(十七)、(十八)、(十九)及び(二十)、第二十八号(八)、第三十二号(五)並びに第三十三号(四)及び(五)

四十 (略)

(保健所長への委任)

二十三 (略)

二十四 (略)

(一) 第十二条第一項の規定による土地の形質の変更の届出の受理

(二) (略)

(三) 第十二条第二項の規定による既に土地の形質変更に着手している旨の届出の受理

(四) 第十二条第三項の規定による応急措置として土地の形質変更をした旨の届出の受理

(五) (略)

二十四の二十六 (略)

二十七 (略)

(一) (略)

(二) (略)

(三) (略)

二十八―三十八 (略)

三十九 (略)

第四号四、第九号(五)及び(六)、第十一号(七)及び(九)、第十九号(二)、(三)、(五)、(六)、(八)、(十)から(十五)まで及び(十六)、第二十号(二)、(三)及び(五)、第二十一号(二)、(三)、(五)及び(六)、第二十二号(三)及び(六)、第二十三号(九)及び(十)、第二十四号(二)、(三)、(七)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)、(十四)、(十五)、(十六)及び(十七)、第二十五号(三)、第二十七号(五)、(六)、(七)、(八)、(九)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)、(十四)、(十五)、(十六)、(十七)、(十八)、(十九)及び(二十)、第二十八号(八)、第三十二号(五)並びに第三十三号(四)及び(五)

四十 (略)

(保健所長への委任)

第九条 (略)

一十九 (略)

二十 (略)

(一)・(二) (略)

(三) 第二十九条第二項の規定による退出命令

(四) 第三十一条の規定による指導及び助言

(五) 第三十二条第一項の規定による措置の勧告

(六) 第三十二条第二項の規定による公表

(七) 第三十二条第三項の規定による措置命令

令

(八) 第三十四条第一項の規定による勧告

(九) 第三十四条第二項の規定による公表

(十) 第三十四条第三項の規定による措置命令

令

(十一) 第三十六条第一項の規定による勧告

(十二) 第三十六条第二項の規定による勧告

(十三) 第三十六条第三項の規定による公表

(十四) 第三十六条第四項の規定による措置命令

令

(十五) 第三十八条第一項の規定による報告の要求、立入検査及び質問

(十六) 第六十一条第一項の規定による立入検査及び収去

(十七) 第二十条 健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)に基づく知事

の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 附則第二条第五項の規定による報告の要求、立入検査及び質問

(二) 附則第三条第三項の規定による報告の要求、立入検査及び質問

(二十三) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十一年厚生労働省令第十七号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 附則第二条第六項の規定による届出の受付

(二) 附則第二条第七項の規定による届出の受付

(三) 附則第二条第八項の規定による届出の受付

二十一―七十八 (略)

七十九 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定

(二) 第二十四条第一項及び第二項の規定による指定の失効の場合の覚醒剤の品名、数量等の報告の受理

(十三) 第三十条の規定による覚醒剤施用機関の管理者及び覚醒剤研究者の報告の受理

第九条 (略)

一十九 (略)

二十 (略)

(一)・(二) (略)

(三) 第二十七条第一項の規定による立入検査及び収去

二十一―七十八 (略)

七十九 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者の指定

(二) 第二十四条第一項及び第二項の規定による指定の失効の場合の覚せい剤の品名、数量等の報告の受理

(十三) 第三十条の規定による覚せい剤施用機関の管理者及び覚せい剤研究者の報告の受理

覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(イ) 第三十条の二の規定による覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定  
(ロ) (イ) (略)

(三) 第三十条の十四第二項の規定による廃棄の届出の受理

(四) 第三十条の十四第三項の規定による譲受けの届出の受理

(五) 第三十条の十五第一項及び第二項(同条第四項において準用される第二十四条第四項の規定による場合を含む。)の規定による指定の失効等の場合の覚醒剤原料の品名、数量等の報告の受理

(六) 第三十二条第一項及び第二項の規定による立入検査、収去及び質問(麻薬取締員のうちから指定した覚醒剤監視員に行わせる場合を除く。)

八十 覚醒剤取締法施行細則(昭和三十一年広島県規則第八号) 第十六条の規定による取扱品目等の変更の届出の受理  
八十一・八十二 (略)  
八十三 (略)

(一) (略)  
(二) 第四条第三項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新

(三) (五) (略)  
(六) 第十八条第一項(第二十二條第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴取、立入検査及び収去

(七) 歯 (略)  
八十四―八十八 (略)  
八十九 (略)

第一号(五)、(七)、(八)から(三)まで、(四)及び(五) 第四号(六)、第六号(一)及び(七)、第八号(一)及び(五)、第九号(二)及び(三)、第十六号(五)、第十八号の三(二)、第二十号(三)、(七)、(十)及び(四)、第五十一号(三)、(五)、(六)及び(八)、第五十二号(三)、第五十九号(六)、(七)、(九)、(十)、(九)、(十)、(十)から(三)まで、(四)、(五)及び(六)、第六十四号(三)、(四)及び(五)、第六十七号(三)、第七十三号(三)から(五)まで、(六)から(八)まで、(九)、(十)及び(十一)、第七十六号(三)から(五)まで、第七十七号(十)、第七十九号(四)及び(七)、第八十一号(五)、(七)及び(八)、第八十三号(五)、(七)から(十)まで及び(九)並びに第八十五号(一) 九十 (略)

(こども家庭センター) 所長への委任  
第十二条 (略)

一・一の二 (略)  
一の三 (略)

(一) (十) (略)  
(二) 第十一条第四項の規定による勧告  
(三) 第十一条第五項の規定による必要な措

(イ) 第三十条の二の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定  
(ロ) (イ) (略)

(三) 第三十条の十五第一項及び第二項(同条第四項において準用される第二十四条第四項の規定による場合を含む。)の規定による指定の失効等の場合の覚せい剤原料の品名、数量等の報告の受理

(六) 第三十二条第一項及び第二項の規定による立入検査、収去及び質問(麻薬取締員のうちから指定した覚せい剤監視員に行わせる場合を除く。)

八十 覚せい剤取締法施行細則(昭和三十一年広島県規則第八号) 第十六条の規定による取扱品目等の変更の届出の受理  
八十一・八十二 (略)  
八十三 (略)

(一) (略)  
(二) 第四条第四項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新

(三) (五) (略)  
(六) 第十七条第一項及び第二項(第二十二條第四項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴取、立入検査及び収去

(七) 歯 (略)  
八十四―八十八 (略)  
八十九 (略)

第一号(五)、(七)、(八)から(三)まで、(四)及び(五) 第四号(六)、第六号(一)及び(七)、第八号(一)及び(五)、第九号(二)及び(三)、第十六号(五)、第十八号の三(二)、第五十一号(三)、(五)、(六)及び(八)、第五十二号(三)、第五十九号(六)、(七)、(九)、(十)、(九)、(十)、(十)から(三)まで、(四)、(五)及び(六)、第六十四号(三)、(四)及び(五)、第六十七号(三)、第七十三号(三)から(五)まで、(六)から(八)まで、(九)、(十)及び(十一)、第七十六号(三)から(五)まで、第七十七号(十)、第七十九号(四)及び(七)、第八十一号(五)、(七)及び(八)、第八十三号(五)、(七)から(十)まで及び(九)並びに第八十五号(一) 九十 (略)

(こども家庭センター) 所長への委任  
第十二条 (略)

一・一の二 (略)  
一の三 (略)

(一) (十) (略)  
(二) 第十一条第三項の規定による勧告  
(三) 第十一条第四項の規定による必要な措

置の実施

(五) (七) (略)

二・三 (略)

(農林水産事務所長への委任)

第十三条 次に掲げる事務は、農林水産事務所長に委任する。ただし、第十六号(六)、(七)、(九)から(十二)まで、(十三)から(十五)まで及び(十六)から(十八)まで(土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百条の二に係るもの並びに同法第七号) 第五項及び第四十七号第一項を準用するものを除く。)並びに第五十五号に掲げる事務については、農林水産事務所長を、第四号、第十号から第十五号まで及び第二十四号から第二十六号までに掲げる事務については、農林水産事務所長を除き、第三十号(一)から(三)まで、第三十二号から第三十四号まで、第四十九号から第五十一号まで、第五十三号及び第五十四号に掲げる事務については、農林水産事務所長に、第四十号(七)から(十)まで及び(十二)から(十四)まで、第四十二号、第四十三号(一)、(二)、(六)から(八)まで、第四十四号、第四十五号並びに第五十二号に掲げる事務については、農林水産事務所長に、第五十五号に掲げる事務については、農林水産事務所長に限る。

一・二 (略)

二の二 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱に基づく事業実施計画等の承認(畜産に関する事業に係るものを除く。)

二の三 (略)

二の四 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱に基づく産地パワーアップ計画(以下「産地パワーアップ計画」という。)の承認(都道府県農業再生協議会長が作成した計画に係るものを除く。)

二の五 持続的生産強化対策事業実施要綱に基づく産地事業計画の承認(園芸作物生産転換促進事業(都道府県推進)に係るものに限る。)

二の六 農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要綱に基づく産地事業計画の承認

二の七 二一二十八 (略)

二の八 二 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第四条第一項及び第二項並びに附則第二條第一項及び第二項の規定による届出の受付

(二) 第八条第一項の規定による許可の申請

置の実施

(五) (七) (略)

二・三 (略)

(農林水産事務所長への委任)

第十三条 次に掲げる事務は、農林水産事務所長に委任する。ただし、第十六号(四)から(六)まで、(七)から(九)まで及び(十)から(十二)まで並びに第十五号に掲げる事務については、農林水産事務所長を、第四号、第十号から第十五号まで及び第二十四号から第二十六号までに掲げる事務については、農林水産事務所長を除き、第二十九号(一)から(三)まで、第三十一号から第三十三号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十二号及び第五十三号に掲げる事務については、農林水産事務所長に、第三十九号(七)から(十)まで及び(十二)から(十四)まで、第四十一号、第四十二号(一)、(二)、(六)から(八)まで、第四十三号、第四十四号並びに第五十一号に掲げる事務については、農林水産事務所長に、第五十四号に掲げる事務については、農林水産事務所長に限る。

一・二 (略)

二の二 経営体育成支援事業実施要綱に基づく経営体育成支援計画等の承認(畜産に関する事業に係るものを除く。)

二の三 (略)

二の四 強い農業づくり交付金実施要綱に基づく事業実施計画の承認(畜産に関する事業に係るものを除く。)

二の五 産地パワーアップ事業実施要綱に基づく産地パワーアップ計画(以下「産地パワーアップ計画」という。)の承認(都道府県農業再生協議会長が作成した計画に係るものを除く。)

二の六 新しい園芸産地づくり支援事業実施要綱に基づく産地事業計画の承認

二の七 二一二十八 (略)

の受付

(三) 第九条第一項及び第三項の規定による届出の受付

二十九—六十六 (略)

六十七 (略)

(一)・(二) (略)

(三) (略)

(1) (13) (略)

(14) 第五十四条及び第五十四条の三から第五十五条までの規定による契約の解除

(15) 第五十七条の二第二項及び第五十七条の三第一項の規定による損害賠償額の決定

(16) 第五十七条の四第一項の規定による受注者の請求に係る損害賠償額の決定

(17) (略)

六十八—七十 (略)

(畜産事務所長への委任)

第十四条 (略)

一—十四の二 (略)

十五—十八 (略)

(建設事務所長への委任)

第十六条 (略)

一—三 (略)

四 (略)

(一) (五) (略)

(六) 第三十七条第二項の規定による警察署長との協議

(七) (略)

五—二十五 (略)

二十六 (略)

(一) (八) (略)

(九) 第五十五条の二の二第一項の規定による他人の土地への立入り

(十) (三) (略)

二十七—七十六 (略)

七十七 (略)

(一)・(二) (略)

(三) (略)

(1) (13) (略)

(14) 第五十四条及び第五十四条の三から第五十五条までの規定による契約の解除

(15) 第五十七条の二第二項及び第五十七条の三第一項の規定による損害賠償額の決定

(16) 第五十七条の四第一項の規定による

二十九—六十六 (略)

六十七 (略)

(一)・(二) (略)

(三) (略)

(1) (13) (略)

(14) 第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第二項、第五十四条の三第一項並びに第五十五条第一項の規定による契約の解除

(15) 第五十五条第二項及び第五十七条の二第二項の規定による損害賠償額の決定

(16) 第五十六条第二項の規定による受注者の請求に係る損害賠償額の決定

(17) (略)

六十八—七十 (略)

(畜産事務所長への委任)

第十四条 (略)

一—十四の二 (略)

十六—十九 (略)

(建設事務所長への委任)

第十六条 (略)

一—三 (略)

四 (略)

(一) (五) (略)

(六) (略)

五—二十五 (略)

二十六 (略)

(一) (八) (略)

(九) 第五十五条の二第一項の規定による他人の土地への立入り

(十) (三) (略)

二十七—七十六 (略)

七十七 (略)

(一)・(二) (略)

(三) (略)

(1) (13) (略)

(14) 第五十四条、第五十四条の三第一項及び第二項、第五十四条の四第一項並びに第五十五条第一項の規定による契約の解除

(15) 第五十五条第二項及び第五十七条の二第二項の規定による損害賠償額の決定

(16) 第五十六条第二項の規定による受注

受注者の請求に係る損害賠償額の決定

(17) (略)

七十八・七十九 (略)

八十 (略)

(一) (七) (略)

(八) 第九条第二項(第十条第四項、第八十八條第一項から第三項まで及び第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による意見書等を提出する機会の付与

(九) 第九条第四項(第十条第四項、第四十五條第二項、第八十八條第一項から第三項まで、第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取

(十) 第九条第七項(第十条第四項、第八十八條第一項から第三項まで、第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による仮の使用禁止及び使用制限の命令  
(十一) 第九条第八項(第十条第四項、第八十八條第一項から第三項まで、第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取

(十二) 第九条第九項(第十条第四項、第八十八條第一項から第三項まで及び第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による是正措置命令並びに仮にした命令の取消し

(十三) (略)

(十四) 第九条第十一項(第十条第四項、第八十八條第一項から第三項まで、第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による代執行(第九条第十一項後段の規定による公告を除く。)

(十五) 第九条の四(第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による維持保全に関し必要な指導及び助言

(十六) 第十条第一項(第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による保安上又は衛生上必要な措置の勧告

(十七) 第十条第二項(第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による保安上又は衛生上必要な措

者の請求に係る損害賠償額の決定

(17) (略)

七十八・七十九 (略)

八十 (略)

(一) (七) (略)

(八) 第九条第二項(第八十八條第一項から第三項まで及び第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による意見書等を提出する機会の付与

(九) 第九条第四項(第四十五條第二項、第八十八條第一項から第三項まで、第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取

(十) 第九条第七項(第八十八條第一項から第三項まで、第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による仮の使用禁止及び使用制限の命令  
(十一) 第九条第八項(第八十八條第一項から第三項まで、第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取

(十二) 第九条第九項(第八十八條第一項から第三項まで及び第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による是正措置命令並びに仮にした命令の取消し

(十三) (略)

(十四) 第九条第十一項(第八十八條第一項から第三項まで、第九十条第三項(第八十七条の四において準用する場合を含む。))及び第九十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による代執行(第九条第十一項後段の規定による公告を除く。)



置の命令

(大) 第十條第三項(第八十八條第一項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定による保安上又は衛生上必要な措置の命令

(四) 第十八條第二十五項(第八十八條第一項から第三項まで及び第九十條第三項において準用する場合を含む。)の規定による措置の要請

(三) (略)

(二) 第八十六條の八第一項の規定による全体計画の認定

(一) 第八十六條の八第三項の規定による全体計画の変更の認定

(四) 第八十六條の八第四項の規定による全体計画に係る工事の状況報告の徴収

(三) 第八十六條の八第五項の規定による全体計画に係る工事の改善措置命令

(二) 第八十六條の八第六項の規定による全体計画の認定の取消し

(一) 第八十七條の二第一項の規定による用途変更に係る全体計画の認定

(四) 第八十七條の二第二項において準用する第八十六條の八第三項から第六項までの規定による変更の認定等

(三) 第八十七條の三第二項及び第五項の規定による建築物の用途変更に係る使用の許可

(二) (略)

(一) (略)

(十) (略)

(九) (略)

(八) 第二十二條の二第四項の規定による計画の認定

(七) (略)

(六) 八十六―百九百十 (略)

第一号四及び五、第二号六、九及び十、第四号一、七から九まで、(四) (道路法第四十條第二項、第四十四條第四項、第四十八條第二項、同條第四項、第七十一條第一項及び同條第二項に係るものに限る。)、第七号九から(五)まで及び(六)、第十四号二、三、(十)及び(十一)まで及び(十二)、第二十六号五、(七)及び(八)、第三十四号三、(七)及び(八)、第四十号四、(七)及び(八)、第四十六号一及び四から(六)まで、第五十号一及び五、第五十二号五及び七、第五十五号(五)、第五十六号(四)、第五十八号(六)、第六十号(三)から(五)まで及び七、第六十二号四、第六十三号四、第八十号(三)及び(四)、第八十五号一、(八)及び九、第八十六号(六)、(十)

(五) (三) (略)

(四) 第十八條第二十五項(第八十八條第一項から第三項まで及び第九十條第三項において準用する場合を含む。)の規定による措置の要請(第十條第一項の規定に該当する場合を除く。)

(三) (略)

(二) (略)

(一) (略)

(四) (略)

(三) (略)

(二) (略)

(一) (略)

(十) (略)

(九) (略)

(八) 八十一―八十四 (略)

(七) (略)

(六) 八十五 (略)

(五) (略)

(四) (略)

(三) (略)

(二) 八十六―百九百十 (略)

第一号四及び五、第二号六、九及び十、第四号一、七から九まで、(四) (道路法第四十條第二項、第四十四條第四項、第四十八條第二項、同條第四項、第七十一條第一項及び同條第二項に係るものに限る。)、第七号九から(五)まで及び(六)、第十四号二、三、(十)及び(十一)まで及び(十二)、第二十六号五、(七)及び(八)、第三十四号三、(七)及び(八)、第四十号四、(七)及び(八)、第四十六号一及び四から(六)まで、第五十号一及び五、第五十二号五及び七、第五十五号(五)、第五十六号(四)、第五十八号(六)、第六十号(三)から(五)まで及び七、第六十二号四、第六十三号四、第八十五号一、(八)及び九、八十六号(六)、(十)、(十一)、(十二)、(十三)及び(十四) (命令に係るものに限る。)、第

(国)、(国)、(国)及び(国)（命令に係るものに限る。）、第八十七号(二)、第九十六号(三)及び(四)並びに第百六号(二)、(五)及び(八)百十一（略）

（広島港湾振興事務所長への委任）

第十七条（略）

一―四（略）

五（略）

(一)―(八)（略）

(九) 第五十五条の二の二第一項の規定による他人の土地への立入り

(十)―(三)（略）

五の二―二十二（略）

二十三（略）

(一)・(二)（略）

(三)（略）

(1)―(13)（略）

(14) 第五十四条及び第五十四条の三から第五十五条までの規定による契約の解除

(15) 第五十七条の二第二項及び第五十七条の三第一項の規定による損害賠償額の決定

(16) 第五十七条の四第一項の規定による受注者の請求に係る損害賠償額の決定

(17)（略）

二十四―二十八（略）

（大阪事務所長への委任）

第二十条 次に掲げる事務は、広島県大阪事務所長に委任する。

一・二（略）

（縮景園長への委任）

第二十四条の四（略）

一―三（略）

四 都市公園法に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの（広島県縮景園に係るものに限る。）

(一) 第五条第一項の規定による公園施設の設置又は管理の許可のうち使用料の年額又は総額が五百万円未満の許可の更新

(二) 第六条第一項の規定による占用の許可のうち使用料の年額又は総額が五百万円未満の許可の更新

2| 前項の場合において、同項第四号に掲げる事務は、広島県立美術館長が行うものとする。

附 則

1・2（略）

3 第十三条、第十六条及び第十七条の規定の適用については、平成三十年四月一日から令

八十七号(二)、第九十六号(三)及び(四)並びに第百六号(二)、(五)及び(八)百十一（略）

（広島港湾振興事務所長への委任）

第十七条（略）

一―四（略）

五（略）

(一)―(八)（略）

(九) 第五十五条の二第一項の規定による他人の土地への立入り

(十)―(三)（略）

五の二―二十二（略）

二十三（略）

(一)・(二)（略）

(三)（略）

(1)―(13)（略）

(14) 第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第二項、第五十四条の三第一項並びに第五十五条第一項の規定による契約の解除

(15) 第五十五条第二項及び第五十七条の二第二項の規定による損害賠償額の決定

(16) 第五十六条第二項の規定による受注者の請求に係る損害賠償額の決定

(17)（略）

二十四―二十八（略）

（大阪情報センター所長への委任）

第二十条 次に掲げる事務は、広島県大阪情報センター所長に委任する。

一・二（略）

（縮景園長への委任）

第二十四条の四（略）

一―三（略）

附 則

1・2（略）

3 第十三条、第十六条及び第十七条の規定の適用については、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十三条

和三年三月三十一日までの間、第十三条第五十九号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第六十二号(二)中「五千万円」とあるのは「二億円」と、第十六条第六十八号中「二億円」とあるのは「二億円」と、同条第七十二号(三)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十七条第十七号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第十八号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」とする。

4 第十六条及び第十七条の規定の適用については、令和三年三月三十一日までは、第十六条第七十七号(一)及び第十七条第二十三号(一)中「一億五千万円」とあるのは、「三億円」とする。

第五十九号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第六十二号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十六条第六十八号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第七十二号(三)中「五千万円」とあるのは「一億円」と、第十七条第十七号中「一億円」とあるのは「二億円」と、同条第十八号(二)中「五千万円」とあるのは「一億円」とする。

4 第十六条及び第十七条の規定の適用については、平成三十三年三月三十一日までは、第十六条第七十七号(一)及び第十七条第二十三号(一)中「一億五千万円」とあるのは、「三億円」とする。

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九條 (保健所長への委任) (略)</p> <p>一―十二から十五まで (略)</p> <p>十六 (略)</p> <p>(一) 第八条第一項の規定による届出の受理</p> <p>(二) 第二十六条第一項の規定(第六十二条において準用する場合を含む。)による食品、添加物等の検査命令</p> <p>(三) 一六 (略)</p> <p>一六の二 食品衛生法の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号) 附則第九条の規定による届出の受理</p> <p>一六の三 (略)</p> <p>一六の四 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例(令和二年広島県条例第十六号) 附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例(平成十二年広島県条例第十一号) 別表第一第七号ロからニまで及び第八号ロの規定による報告の受付</p> <p>十七―九十 (略)</p> <p>第十一條 (動物愛護センター所長への委任) (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>第九條 (保健所長への委任) (略)</p> <p>一―十二から十五まで (略)</p> <p>十六 (略)</p> <p>(一) 第二十六条第一項の規定による食品、添加物等の検査命令</p> <p>(二) 一五 (略)</p> <p>一六の二 (略)</p> <p>一六の三 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例(平成十二年広島県条例第十一号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 別表第一第七号ロの規定による健康被害の報告の受付</p> <p>(二) 別表第一第七号ハの規定による健康被害につながるおそれが否定できない情報の報告の受付</p> <p>(三) 別表第一第七号ニの規定による販売等を禁止される取り扱う食品等の報告の受付</p> <p>四 別表第一第八号ロの規定による自主回収の着手の報告の受付</p> <p>十七―九十 (略)</p> <p>第十一條 (動物愛護センター所長への委任) (略)</p> <p>二 (略)</p>

(一) ㉔ (略)

㉕ 第二十一条の五第二項の規定による動物の種類ごとの数等に係る届出の受理

(略)

㉖ 第二十二条第四項の規定による動物取扱責任者研修の実施の委託

㉗ 第二十二条の六の規定による犬猫等の検案書又は死亡診断書の提出の命令

(㉘・㉙) (略)

㉚ 第二十三条第四項の規定による勧告に正当な理由がなくて措置をとらなかつた者に対する措置の命令

(略)

㉛ 第二十四条の二第二項の規定による法

第十三条第一項又は第十六条第二項により登録を取り消された第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告

㉜ 第二十四条の二第二項の規定による法第二十四条の二第二項の勧告を受けた者に対する措置の命令

㉝ 第二十四条の二第二項の規定による法

第十三条第一項又は第十六条第二項により登録を取り消された第一種動物取扱業者であつた者に対する報告の要求及び立

入検査

㉞ 第二十四条の二の二の規定による第二種動物取扱業の届出の受付

(㉟・㊱) (略)

㊲ 第二十四条の四第一項において準用する第十六条第一項(第五号に掲げる場合を除く。)の規定による第二種動物取扱業の廃業等の届出の受付

㊳ 第二十四条の四第一項において準用する第二十三条第一項の規定による第二種動物取扱業者に対する動物の管理の方法等の改善の勧告

㊴ 第二十四条の四第一項において準用する第二十三条第四項の規定による勧告に正当な理由がなくて措置をとらなかつた第二種動物取扱業者に対する措置の命令

㊵ 第二十四条の四第一項において準用する第二十四条第一項の規定による第二種動物取扱業者に対する報告の徴収及び立

入検査

㊶ 第二十五条第一項の規定による周辺の

生活環境の保全に係る指導又は助言

㊷ 第二十五条第二項の規定による周辺の

生活環境の保全に係る措置の勧告

㊸ 第二十五条第三項の規定による勧告に従わない者に対する措置の命令

㊹ 第二十五条第四項の規定による動物が

虐待を受けるおそれがある事態の改善に

(一) ㉔ (略)

㉕ (略)

㉖ 第二十二条の六第二項の規定による犬

猫等の種類ごとの数等に係る届出の受付

㉗ 第二十二条の六第三項の規定による犬

猫等の検案書又は死亡診断書の提出の命

令

(㉘・㉙) (略)

㉚ 第二十三条第三項の規定による勧告に従わない者に対する措置の命令

(略)

㉛ 第二十四条の二の規定による第二種動物取扱業の届出の受付

(㉟・㊱) (略)

㊲ 第二十四条の四において準用する第十六条第一項(第五号に掲げる場合を除く。)の規定による第二種動物取扱業の廃業等の届出の受付

㊳ 第二十四条の四において準用する第二

十三条第一項の規定による第二種動物取扱業者に対する動物の管理の方法等の改善の勧告

㊴ 第二十四条の四において準用する第二

十三条第三項の規定による勧告に従わない第二種動物取扱業者に対する措置の命

令

㊵ 第二十四条の四において準用する第二

十四条第一項の規定による第二種動物取

扱業者に対する報告の徴収及び立入検査

㊶ 第二十五条第一項の規定による周辺の

生活環境の保全に係る措置の勧告

㊷ 第二十五条第二項の規定による勧告に

従わない者に対する措置の命令

㊸ 第二十五条第三項の規定による動物が

虐待を受けるおそれがある事態の改善に

<p>係る措置の命令又は勧告</p> <p>第三十條第五項の規定による動物の飼養者等への報告の要求及び立入検査</p> <p>第三十條第七項の規定する周辺の生活環境の保全に係る市町村への協力依頼</p> <p>第三十九條の九の規定によるマイクロチップ装着等に係る所有者への指導及び助言</p> <p>第四十一條の二の規定による虐待等に係る獣医師による通報の受付</p> <p>二の二 (略)</p> <p>二の三 (略)</p> <p>(一) (四) (略)</p> <p>(五) 第二條第九項の規定による第一種動物取扱業の登録証の返納の受付</p> <p>(六) (八) (略)</p> <p>(九) 第十三條第十一号の規定による他の都道府県又は市町で法第二十六條第一項の許可を受けた者が三日を超えない期間特定動物の飼養又は保管をする場合の通知の受付</p> <p>(十) (十四) (略)</p> <p>(十五) 第十五條第九項(第十八條第五項において準用する場合を含む。)の規定による特定動物の飼養又は保管の許可証の返納の受付</p> <p>(十六) (十八) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 本條第二号(十四) (十六) (十八) (十九)及び(二十)の事務に係る行政手続法第十三條第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与</p> <p>五 (略)</p>	<p>係る措置の命令又は勧告</p> <p>(略)</p> <p>二の二 (略)</p> <p>二の三 (略)</p> <p>(一) (四) (略)</p> <p>(五) 第二條第九項の規定による返納された第一種動物取扱業の登録証の受領</p> <p>(六) (八) (略)</p> <p>(九) 第十三條第十号の規定による他の都道府県又は市町で法第二十六條第一項の許可を受けた者が三日を超えない期間特定動物の飼養又は保管をする場合の通知の受付</p> <p>(十) (十四) (略)</p> <p>(十五) 第十五條第九項(第十八條第五項において準用する場合を含む。)の規定による返納された特定動物の飼養又は保管の許可証の受領</p> <p>(十六) (十八) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 本條第二号(十四) (十六) (十八) (十九)及び(二十)の事務に係る行政手続法第十三條第一項の規定による聴聞又は弁明の機会の付与</p> <p>五 (略)</p>
---	---

第三條 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(農林水産事務所長への委任)</p> <p>第十三條 (略)</p> <p>一―六十六 (略)</p> <p>六十七 (略)</p> <p>(一) (二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(1) (6) (略)</p> <p>(7) 第三十二條第二項の規定による損害賠償額の決定</p> <p>(8) (17) (略)</p> <p>六十八―七十 (略)</p> <p>(建設事務所長への委任)</p>	<p>(農林水産事務所長への委任)</p> <p>第十三條 (略)</p> <p>一―六十六 (略)</p> <p>六十七 (略)</p> <p>(一) (二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(1) (6) (略)</p> <p>(7) 第三十二條第三項の規定による損害賠償額の決定</p> <p>(8) (17) (略)</p> <p>六十八―七十 (略)</p> <p>(建設事務所長への委任)</p>

<p>第十六条 (略)</p> <p>一七十六 (略)</p> <p>七十七 (略)</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(7)(1)(6) (略)</p> <p>第三十二条第二項の規定による損害賠償額の決定</p> <p>(8)(17) (略)</p> <p>七十八―百十一 (略)</p> <p>(広島港湾振興事務所長への委任)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>一一二十二 (略)</p> <p>二十三 (略)</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(7)(1)(6) (略)</p> <p>第三十二条第二項の規定による損害賠償額の決定</p> <p>(8)(17) (略)</p> <p>二十四―二十八 (略)</p>	<p>第十六条 (略)</p> <p>一七十六 (略)</p> <p>七十七 (略)</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(7)(1)(6) (略)</p> <p>第三十二条第三項の規定による損害賠償額の決定</p> <p>(8)(17) (略)</p> <p>七十八―百十一 (略)</p> <p>(広島港湾振興事務所長への委任)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>一一二十二 (略)</p> <p>二十三 (略)</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(7)(1)(6) (略)</p> <p>第三十二条第三項の規定による損害賠償額の決定</p> <p>(8)(17) (略)</p> <p>二十四―二十八 (略)</p>
--	--

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和二年四月一日
- 二 第二条の規定 令和二年六月一日
- 三 第三条の規定 令和二年十月一日